

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【公開番号】特開2007-175485(P2007-175485A)

【公開日】平成19年7月12日(2007.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2007-026

【出願番号】特願2006-314001(P2006-314001)

【国際特許分類】

A 6 1 H 33/10 (2006.01)

H 0 5 B 3/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 33/10 B

H 0 5 B 3/00 3 1 0 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年8月31日(2011.8.31)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スチームバスであって、

ステンレス鋼製シートからなる第1の角柱と、

ステンレス鋼製シートからなる、前記第1の角柱内に設けられる第2の角柱と、

前記第1の角柱と前記第2の角柱の間に設けられる絶縁材料とを有する抵抗システムと、

前記抵抗システムが内部に配置される容器と、

前記第1の角柱及び前記第2の角柱は、電極ベース上に設けられた2つの電極に接続され、

配分機器から重力によって落下する水滴が前記抵抗システムに接触することにより、スチームを生成してスチーム出口から放出する、

スチームバス。

【請求項2】

ステンレス鋼製シートからなる、前記第2の角柱内に設けられる第3の角柱をさらに備え、

前記第1、第2及び第3の角柱は、ベースが開放されている、

請求項1に記載のスチームバス。

【請求項3】

前記配分機器から前記抵抗システムに降下される前記水滴の数に応じて、電力消費が増減される、

請求項1または2に記載のスチームバス。

【請求項4】

前記容器は、手動ドレイン及び自動水量制御システムを有する、

請求項1から3のいずれか一項に記載のスチームバス。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

このような矩形角柱は、入れ子式に配置されており、特別なプラスチックあるいは絶縁材料(4)で仕切られねばならず、電極(10)及び(11)用のベース(22)を持つ。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

ステンレス鋼製の24のゲージのシートからなる、ベースが開放された、三つの矩形ベース角柱からなる抵抗は、外側の矩形ベース角柱(3)をなすシートが長さ16.5cm、幅5.5cm、高さ4.2cmという寸法であり、中間の矩形ベース角柱(2)が長さ15.5cm、幅5.0cm、高さ4.2cmであり、内側の矩形ベース角柱(1)が長さ15cm、幅4.5cm、高さ4.2cmである。これら矩形ベース角柱は特別なプラスチックあるいは絶縁材料(4)でお互いに仕切られねばならない。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

このシステムの別の潜在的な製造上の特徴としては、入れ子式にできるよう異なる寸法あるいは構成を持たせることのできる同じステンレス鋼製の三つの(3)円柱あるいは立方体からなり、それらが絶縁材料で仕切られている、というものもある。これを達成する目的からは、抵抗システムが提示する新たな構成に対して、さらに繊維ガラスのケース(16)を適用して、水滴下システムに関する同じ技術規則が使用される必要がある。